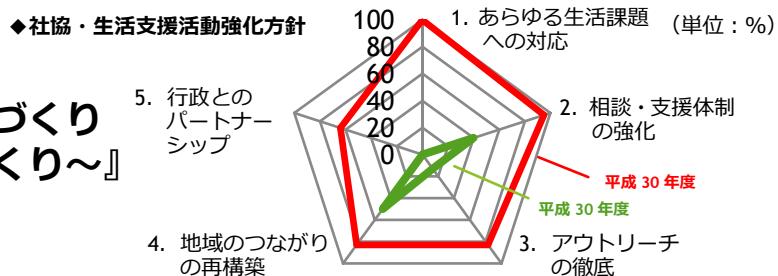


赤磐市社会福祉協議会（岡山県）

あかいわ改革・行動宣言 『一人の不幸も見逃さない地域の絆づくり ～生活困窮者支援を通じた地域づくり～』

1. 基本情報



①自治体・団体名	赤磐市社会福祉協議会 赤磐市くらし・しごと応援センター「あすてらす」
②住所等	〒709-0898 岡山県赤磐市下市 344 赤磐市社会福祉事務所内 http://www.akaiwashakyo.or.jp/
③圏域の人口、高齢化率	人口：44,238 人 高齢化率：32.5%
④生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施状況	・自立相談支援事業（受託） ・家計改善支援事業（受託）
⑤主な事業・活動（④以外）	・緊急一時支援事業（食料支援事業、日用品等支援事業、緊急援護資金貸付事業、おうち片づけ応援事業） ・赤磐くらし・しごと応援団 ・社会福祉法人との連携・協働による生活困窮者支援活動（くらしサポート事業、しごとサポート事業、安心すまいサポート事業） ・被保護者就労支援事業 ・日常生活自立支援事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・小地域福祉活動推進事業 等

2. 取り組みの経緯・背景

平成 27 年 1 月に開催された岡山県市町村社協会長・常務理事・事務局長会議で公表された平成 26 年度社協・生活支援活動強化方針の本会の進捗率は 20%（町村を除く全市の平均は 48%）。初年度にあたる前年度の最下位から一つ順位を上げたものの、15 市の中で 14 番目であった。「このままでは市民に対して申し訳ない。市民に必要とされる社協に生まれ変わらなければならない。」この状況に危機感を抱いた会長の一言から、役職員一丸となった新たな挑戦が始まった。

はじめに、アクションプランの各項目に基づき事業の再点検を実施し、今後強化すべき取り組みについて検討を行った。そして、強化方針の柱の中でも「1. あらゆる生活課題への対応」に関するニーズが高まりを見せる一方、取り組みが皆無であったことから、行政と受託に向けて協議を行っていた生活困窮者自立相談支援事業を社協再建の核となる事業として位置づけるとともに、今後の地域づくりの強化方針として「あかいわ改革・行動宣言」を策定し、「一人の不幸も見逃さない地域の絆づくり」を合言葉にその具体化に向けた取り組みを行うこととした。

3. 取り組み概要・実施体制

①赤磐くらし・しごと応援団の設立によるセーフティネットの仕組みづくり

市民や多様な分野の関係者が結集し、地域全体で生活困窮者支援を推進する体制を整えるため、平成30年3月に赤磐くらし・しごと応援団を設立し、各種事業を実施している。（登録者数は16団体・7名）

1) 食料支援事業

フードバンク岡山、ジャパン・フードバンク・リンクとの連携・協働のもと、食料を無償で提供する活動を実施

2) 日用品等支援事業

赤磐市環境センターや企業との連携・協働のもと、日用品や衣類、家電用品等を無償で貸与又は提供する活動を実施

3) おうち片づけ応援事業

訪問介護事業所等の協力のもと、清掃や片づけ、整理整頓等の支援を実施

②赤磐市社会福祉法人連絡会の設立による地域公益活動等の展開

市内の社会福祉事業等を経営する社会福祉法人により、平成30年5月に赤磐市社会福祉法人連絡会を設立し、制度の狭間の問題を解決するための取り組みを行っている。

1) くらしサポート事業

赤磐市内の社会福祉法人との連携・協働により、フードドライブ活動を実施

2) しごとサポート事業

赤磐市内の老人福祉施設の協力を得て、中間的就労の仕組みづくりを推進

3) 安心すまいサポート事業

赤磐市内の社会福祉法人の協力を得て、緊急一時的な宿泊場所の供与等を実施

4. 成果や課題、今後の展開

断らない福祉の実践により、一つひとつの生活課題を受け止め、地域社会全体で解決につなげていくための基盤が着実に整いつつある。さらに、事業・活動の見える化が役職員の意識改革を促し、改革のための行動が社協の見える化につながり、結果として市民から評価の声が届くようになるなど好循環のサイクルが生まれつつある。平成30年度社協・生活支援活動強化方針の進捗率は85%（町村を除く全市の平均は75%）。15市の中で3番目と当初の目標を大きく上回るものであった。

今後、社会資源のさらなる充実を図りながら、“支えられる人”から“支える人”へと転換するための仕組みづくり、包括的な見守り・支え合いの地域づくりの強化を図る必要がある。

<社会資源の充実に向けて>

- ・低額な料金で保証人がいなくても入居できるアパート
- ・引っ越し支援活動に協力していただけるボランティア
- ・ひきこもり支援のための居場所づくり
- ・車検代の支払いに柔軟に対応していただける自動車整備会社
- ・就職活動費の給付制度
- ・福祉施設の設備等活用した子どもの居場所づくり（長期休暇期間中）